

医薬機審発 0714 第 3 号
令和 8 年 7 月 14 日

日本医学会 会長 殿

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長
(公 印 省 略)

ニバドストロセルの最適使用推進ガイドラインについて

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)において、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的再生医療等製品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしました。

今般、標記について、別添写しのとおり都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知につきご配慮よろしくお願いします。



医薬機審発 0714 第 1 号
令和 8 年 7 月 14 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長
(公 印 省 略)

ニバドストロセルの最適使用推進ガイドラインについて

経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的再生医療等製品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしました。

今般、ニバドストロセル（販売名：アロステムシート）について、栄養障害型、接合部型及び単純型（重症汎発型に限る）表皮水疱症に対して使用する際の留意事項を別添のとおり最適使用推進ガイドラインとして取りまとめましたので、その使用に当たっては、本ガイドラインについて留意されるよう、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

最適使用推進ガイドライン

ニバドストロセル

（販売名：アロステム®シート）

～栄養障害型、接合部型及び
単純型（重症汎発型に限る）表皮水疱症～

令和8年7月

厚生労働省

目次

1. はじめに.....	3
2. 本品の特徴、作用機序.....	4
3. 臨床成績.....	5
4. 施設について.....	13
5. 貼付対象となる患者.....	15
6. 貼付に際して留意すべき事項.....	16

1. はじめに

再生医療等製品の有効性・安全性の確保のためには、添付文書等に基づいた適正な使用が求められる。さらに、近年の科学技術の進歩により革新的な新規作用機序を示す再生医療等製品が承認される中で、これらの再生医療等製品を真に必要な患者に提供することが喫緊の課題となっており、経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）においても革新的医薬品等の使用の最適化推進を図ることとされている。

新規作用機序を示す再生医療等製品は、薬理作用や安全性プロファイルが既存の医薬品等と明らかに異なることがある。このため、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、当該再生医療等製品の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、本品との因果関係が否定できない有害事象が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用する事が重要である。したがって、本ガイドラインでは、開発段階やこれまでに得られている医学薬学的・科学的見地に基づき、以下の再生医療等製品の最適な使用を推進する観点から必要な要件、考え方及び留意事項を示す。本ガイドラインは国内外での使用実績等の最新の知見に基づき、適宜必要な改訂を行う。

なお、本ガイドラインは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、公益社団法人日本皮膚科学会、日本小児皮膚科学会、公益社団法人日本小児科学会、一般社団法人日本再生医療学会、一般社団法人日本臨床皮膚科医会の協力のもと作成した。

対象となる再生医療等製品：アロステムシート（一般名：ニバドストロセル）

対象となる効能、効果又は性能：栄養障害型、接合部型及び単純型（重症汎発型に限る）表皮水疱症

難治性又は再発性のびらん・潰瘍を有する栄養障害型、接合部型及び単純型（重症汎発型に限る）表皮水疱症の患者を適応対象とする。本品は、難治性又は再発性のびらん・潰瘍部に適用し、再上皮化を促すことを目的とする。

対象となる用法及び用量又は使用方法：通常、週1回、皮膚潰瘍の面積に応じて貼付枚数を定め、皮膚潰瘍をその辺縁を含めて本品同士が重なり合わない様に覆い、貼付する。

製造販売業者：イシンファーマ株式会社

2. 本品の特徴、作用機序

アロステムシート（一般名：ニバドストロセル、以下、「本品」という）は、健康成人の皮下脂肪組織に由来する間質性血管分画から単離・培養して得られたヒト（同種）脂肪組織由来間葉系幹細胞をフィブリンを支持体としてシート状に培養して製した再生医療等製品である。本品を潰瘍に貼付することで、HGF等の成長因子、細胞外マトリックスタンパク質等を分泌することにより、抗炎症作用、細胞保護作用、血管新生促進作用及び細胞増殖・遊走促進作用を示すと考えられる。これらの作用により、表皮水疱症（Epidermolysis Bullosa）以下、「EB」という）患者における皮膚損傷の治癒及び皮膚組織再生を誘導することが期待される。また、栄養障害型EB及びラミニン332変異接合部型EBに対しては、本品が産生する細胞外マトリックスタンパク質（Ⅶ型コラーゲン及びラミニン332）の補充による創傷治癒の促進作用も期待される。

3. 臨床成績

表皮水疱症の承認時に評価を行った主な臨床試験の成績を示す。

3.1. 国内第Ⅰ/Ⅱ相試験（EB-01 試験）

6歳以上の日本人栄養障害型EB患者（目標症例数：5例）を対象に、本品の安全性及び有効性評価を目的とした非盲検非対照試験が、国内4施設で実施された。

主な選択・除外基準は、表1のとおりであった。

表1 主な選択・除外基準

選択基準	以下の基準をすべて満たす患者。 - 免疫染色検査により栄養障害型 EB と確定診断された患者。 - 同意取得時の年齢が 6 歳以上 70 歳以下の患者。 - 観察開始日及び治療開始日において、以下の基準を満たす栄養障害型 EB による皮膚潰瘍を有する患者。 - 治療前観察期間において、継続的に皮膚潰瘍が認められる病変領域を有する。本品貼付病変領域は以下の条件を満たす。 - 選択可能な領域・部位（ただし、首より上部、手首を除く手掌・手背、くるぶしより下部の足底・足背は除く） - 体幹：胸部、腹部、背部、臀部 - 上肢：上腕、前腕 - 下肢：大腿、下腿 - 皮膚潰瘍面積の測定に適した平坦な部位にある。 - 病変領域内の皮膚潰瘍面積の合計が 10～250 cm²。病変領域が複数ある場合は、少なくとも各病変領域内の皮膚潰瘍面積の合計が 10 cm² 以上であり、かつ全体を本品 10 枚以内で覆うことが可能。 - 観察開始日に対する治療開始日時点において、病変領域内の皮膚潰瘍面積の合計の変化率が±50%以内。 - 病変領域内の皮膚潰瘍に感染に起因すると思われる臨床的徴候を認めず、肉眼的に判断しても壊死像が認められない。
除外基準	- 以下の既往がある患者。 - SCC、重篤なアレルギー（ショック、アナフィラキシー様症状）、局所投与医薬品に対する皮膚過敏症、異種タンパク質（ウシ・ブタ由来タンパク質）やフィブリンゲルに対するアレルギー、ペニシリン・ストレプトマイシン・アムホテリシン B に対するアレルギー - 観察開始日前 4 週間（28 日）以内に以下の治療を受けた患者。 - 副腎皮質ステロイド 0.5 mg^{*1}/kg/日以上を 2 週間投与された 18 歳未満の患者 - 副腎皮質ステロイド 20 mg^{*1}/日以上を 2 週間投与された 18 歳以上の患者 - 副腎皮質ステロイドの局所投与治療を受けた患者。ただし、本品貼付予定領域以外はこの限りでない。 - 生物学的製剤（ワクチン製剤を除く）や細胞治療（再生医療等製品及びそれに準ずる治療を指す）を受けた患者 - 放射線療法や免疫抑制剤による治療を受けた患者 - 観察開始日の臨床検査値が以下のいずれかの基準に該当する患者。 - 血清尿素窒素値又は血清クレアチニン値が基準値上限の 2 倍超 - 血清 AST、ALT、ALP、総ビリルビン又は総蛋白値が基準値上限の 2 倍超 - 血中アルブミン値が 2.0 g/dL 未満 - 血中ヘモグロビン値が 6.0 g/dL 未満 - 本品貼付予定領域に対し皮膚感染症治療のため抗菌剤投与が必要な患者。 - 治療開始日において、本品貼付予定領域と本品非貼付部位にまたがる皮膚潰瘍を有する患者。

*1：プレドニゾロン換算

EB-01 試験は、治療前観察期間（本品貼付開始前 4 週間）、治療期間（本品貼付開始後 3 週間、最大 7 週間）、後観察期間（治療期間後 5 週間）及び追跡観察期間（後観察期間後 20 週間）から構成された。

用法及び用量又は使用方法は、本品を週 1 回の頻度で 1 回あたり 10 枚以内を 4 回連続して病変領域に貼付することとされた。貼付 4 回目で表皮形成が認められなかった領域が存在する場合は、表皮形成が認められるまで最大 8 回まで貼付が可能とされた。複数の領域に貼付された場合、すべての本品貼付領域で表皮化（完全閉鎖）に至るまで、表皮化（完全閉鎖）を認めた領域も含めて、継続して貼付することとされた。

EB-01 試験に登録された 6 例全例に本品が貼付され、安全性解析対象集団とされた。本品貼付開始後に除外基準に該当していることが判明し有効性解析対象から除外された 2 例を除く 4 例が FAS とされ、FAS が有効性解析対象集団とされた。

EB-01 試験に参加した患者の背景及び治療対象となった皮膚潰瘍の状況は、表 2 のとおりであった。

表 2 患者背景及び治療対象となった皮膚潰瘍の状況（EB-01 試験、安全性解析対象集団）

患者番号	性別	診断	潰瘍部位	ベースライン ^{*1} の潰瘍面積 (cm ²)
1-① ^{*2}	女	RDEB、中等症汎発型 ^{*3}	背部	102.375
1-②	女	RDEB、中等症汎発型 ^{*3}	背部	22.625
1-③	女	RDEB、中等症汎発型 ^{*3}	背部	15.875
1-④	男	RDEB、中等症汎発型 ^{*3}	背部	62.875
1-⑤	男	RDEB、中等症汎発型 ^{*3}	背部	40.000
1-⑥ ^{*2}	男	RDEB、重症汎発型 ^{*4}	胸腹部	28.750

*1：ベースラインは治療開始日の本品貼付直前において選択基準を満たす本品貼付領域の潰瘍面積とされた。

*2：有効性解析対象から除外された。

*3：重症汎発型より症状が軽く、Ⅶ型コラーゲンの発現は減弱しているが確認される。

*4：症状が重症で、Ⅶ型コラーゲンの発現がない。

【有効性】

主要評価項目は、FAS における本品最終貼付 5 週間におけるベースライン（治療開始日の本品貼付直前の皮膚潰瘍面積）からの皮膚潰瘍面積の変化率とされた。

主要評価項目の有効性達成基準は、事前に以下のように規定された。

- 1) 観察開始日に対する治療開始日の皮膚潰瘍面積の変化率が±33%未満の部位については、最終貼付 5 週後の皮膚潰瘍面積が治療開始日の皮膚潰瘍面積と比較し 50%以上縮小すること。
- 2) 観察開始日に対する治療開始日の皮膚潰瘍面積の変化率が±33～±50%の部位については、最終貼付 5 週後の皮膚潰瘍面積が治療開始日の皮膚潰瘍面積と比較し、観察開始日に対する治療開始日の皮膚潰瘍面積の変化率の 1.5 倍以上（49.5～75%）縮小すること。

主要評価項目の結果は表 3 のとおりであり、主要評価項目の有効性達成基準を満たした患者は 4 例中 2 例であった。

表 3 最終貼付 5 週後におけるベースラインからの皮膚潰瘍面積の変化率 (EB-01 試験、FAS)

患者番号	ベースライン	最終貼付 5 週後	変化率 (%)	基準達成 の有無 ^{*1}
1-②	22.625	5.875	-74.033	有
1-③	15.875	5.375	-66.142	有
1-④	62.875	49.000	-22.068	無
1-⑤	40.000	35.500	-11.250	無
平均値±標準偏差	35.344±20.980	23.938±21.853	-43.373±31.328	
中央値 (範囲)	31.313 (15.875, 62.875)	20.688 (5.375, 49.000)	-44.105 (-74.033, -11.250)	

*1：いずれの患者も観察開始日に対する治療開始日の皮膚潰瘍面積の変化率が±33%未満であり、有効性達成基準 1) に基づいて判定された。

3.2. 国内第Ⅲ相試験 (EB-02 試験)

日本人 EB 患者〔栄養障害型、接合部型、単純型（重症汎発型に限る）〕（目標症例数：6 例）を対象に、本品の有効性及び安全性の検討を目的とした多施設共同非盲検非対照試験が、国内 5 施設で実施された。

主な選択・除外基準は、表 4 のとおりであった。

表 4 主な選択・除外基準

選択基準	以下の基準をすべて満たす患者。 - 厚生労働省の指定難病診断基準により診断された栄養障害型 EB、接合部型 EB 又は単純型 EB（重症汎発型に限る）患者。 - 同意取得時の年齢が 1 歳以上 70 歳以下の患者。 - 観察開始日及び治療開始日において、以下の基準を満たす EB による皮膚潰瘍を有する患者。 - 治療前観察期間において、継続的に皮膚潰瘍が認められる病変領域を有する。 本品貼付病変領域は以下の条件を満たす。 - 選択可能な領域・部位（ただし、首より上部、手首を除く手掌・手背、くるぶしより下部の足底・足背は除く） - 体幹：胸部、腹部、背部、臀部 - 上肢：上腕、前腕 - 下肢：大腿、下腿 - 病変領域内の皮膚潰瘍面積の合計が 10～250 cm²。病変領域の選定は 2 カ所までとし、病変領域を潰瘍周囲の癒痕領域を含めて本品 16 枚以内で覆うことが可能なこと。 - 可動部は避け、皮膚潰瘍面積測定に適した平坦な部位を選択すること。 - 湾曲している部位に存在する潰瘍を選択する際には、湾曲面を円柱面と想定した中心軸から潰瘍境界の両端までの中心角度が 120 度を上回る可能性がある潰瘍は原則選択しないこと。 - 観察開始日に対する観察開始 2 週間後及び観察開始 4 週間後の治療開始日時点での本品貼付予定領域において、皮膚潰瘍面積の合計の変化率がいずれの時点でも ±20% 以下。 - 本品貼付予定領域に細菌等の感染に起因する臨床的徴候を認めず、肉眼的に判断しても壊死像が認められない。
除外基準	- 以下の既往がある患者。 - 重篤なアレルギー（ショック、アナフィラキシー様症状）、局所投与医薬品に対する皮膚過敏症、異種蛋白質（ウシ・ブタ由来蛋白質）やフィブリンハイドロゲルに対するアレルギー、ペニシリン・ストレプトマイシン・アムホテリシン B に対するアレルギー - 観察開始日前 4 週間以内に以下の治療を受けた患者。 - 副腎皮質ステロイド 0.5 mg^{*1}/kg/日以上を 2 週間投与された 18 歳未満の患者 - 副腎皮質ステロイド 20 mg^{*1}/日以上を 2 週間投与された 18 歳以上の患者 - 副腎皮質ステロイドの局所投与治療を受けた患者。ただし、本品貼付（予定）領域以外はこの限りでない。 - 生物学的製剤（ワクチン製剤を除く）の治療を受けた患者 - 放射線療法や免疫抑制剤による治療を受けた患者 - 観察開始日の臨床検査値が以下のいずれかの基準に該当する患者。 - 血清尿素窒素値又は血清クレアチニン値が基準値上限の 2 倍超 - 血清 AST、ALT、ALP、総ビリルビン又は総蛋白値が基準値上限の 2 倍超 - 血中アルブミン値が 2.0 g/dL 未満 - 血中ヘモグロビン値が 6.0 g/dL 未満 - 本品貼付予定領域に対し皮膚感染症治療のため抗菌剤投与が必要な患者。 - 悪性腫瘍を合併する患者又は観察開始日前 5 年以内に悪性腫瘍の既往がある患者（有棘細胞癌については、切除手術後 1 年以上再発していない場合はこの限りでない）。 - 治療開始日において、本品貼付予定領域と本品非貼付部位にまたがる皮膚潰瘍を有する患者。 - 治療開始日前の 4 カ月以内に医薬品又は医療機器の治験及び臨床研究（介入研究）に参加した患者。 - 治療開始日前の 1 年以内に他の再生医療等製品の治験及び臨床研究（介入研究）に参加した患者並びに細胞治療（再生医療等製品及びそれに準ずる治療を指す）を受けた患者。 - ヒト（自己）表皮由来細胞シート（販売名：ジェイス）を使用中の患者又は治療開始日前の 1 年以内にジェイスの最終移植を実施した患者。

*プレドニゾロン換算。

EB-02 試験は、治療前観察期間（本品貼付開始前 4 週間）、治療期間（本品貼付開始後 11 週間）、後観察期間（治療期間後 5 週間）、追跡観察期間（後観察期間後 20 週間）及びフォローアップ調査期間（追跡観察期間後 27 週間）から構成された。

用法及び用量又は使用方法是、病変領域に対して、皮膚潰瘍とその周辺を含め十分に覆うように、本品を治療期間の 12 週間に週 1 回¹⁾、1 回あたり 16 枚以内を最大 12 回貼付するとされた。

ISN001-EB-02 試験に登録された 6 例全例に本品が貼付され、1 例が最終貼付 34 週後の評価後に同意を撤回し、試験を中止した。全例が FAS とされ、FAS が有効性解析対象集団及び安全性解析対象集団とされた。

EB-02 試験に参加した患者の背景及び治療対象となった創傷の状況は、表 5 のとおりであった。

表 5 患者背景及び治療対象となった皮膚潰瘍の状況（EB-02 試験、FAS）

患者番号	性別	診断	潰瘍部位	ベースラインの潰瘍面積 ^{*1} (cm ²)
2-①	男	RDEB、 中等症汎発型 ^{*2}	背部	42.30
			大腿	21.50
			合計	63.80
2-②	女	DDEB	下腿	8.98
2-③	女	RDEB、 中等症汎発型 ^{*2}	上腕	21.55
			上腕	38.25
			合計	59.80
2-④	男	RDEB、 中等症汎発型 ^{*2}	背部	15.36
			背部	12.96
			合計	28.31
2-⑤	女	RDEB、 重症汎発型 ^{*3}	背部	13.28
2-⑥	女	RDEB、 重症汎発型 ^{*3}	上腕	22.52

*1：ベースラインは本品貼付前 4 週、2 週及び貼付直前の平均値とされた。

*2：重症汎発型より症状が軽く、Ⅶ型コラーゲンの発現は減弱しているが確認される。

*3：症状が重症で、Ⅶ型コラーゲンの発現がない。

【有効性】

主要評価項目は、FAS における治療前観察期間（本品貼付前 4 週、2 週及び貼付直前）の平均潰瘍面積に対する最終貼付 1～5 週後（評価期間 1）及び最終貼付 21～25 週後（評価期間 2）の潰瘍面積平均変化率（％）とされた。主要評価項目の有効性達成基準は、評価期間 1 の潰瘍面積平均変化率（％）で治療前観察期間の平均潰瘍面積と比較し統計的な有意差が認められることとされた。各期間における主要評価項目の結果は表 6 のとおりであり、評価期間 1 において治療前観察期間と比較して潰瘍面積平均変化率（％）について統計的な有意差が認められた。

¹⁾ 治療開始時点から 3 回の貼付において、貼付領域内の皮膚潰瘍面積が貼付開始時に比べて 2 回以上明らかに拡大した場合、又は 3 回とも 25%以下の縮小率に留まっていると治験担当医師が判断した場合、週 2 回の貼付が可能とされた。その場合は 12 週間で最大計 21 回の貼付とされたが、EB-02 試験において該当する患者はいなかった。

表 6 治療前観察期間の平均潰瘍面積に対する
評価期間 1 及び評価期間 2 の潰瘍面積平均変化率 (EB-02 試験、FAS)

	例数	変化率 (%)	p 値*1
評価期間 1	6	-54.242±13.3863	0.0098
評価期間 2	6	-29.853±18.8147	

平均値±標準誤差

*1: 有意水準両側 5%、1 標本 t 検定

患者ごとの潰瘍面積の変化率は、表 7 のとおりであった。

表 7 患者ごとのベースラインからの皮膚潰瘍面積の変化率 (EB-02 試験、FAS)

患者番号	ベースライン*1 (cm ²)	評価期間 1 の潰瘍面積*2 (cm ²)	評価期間 2 の潰瘍面積*3 (cm ²)	評価期間 1 のベースラインからの潰瘍面積変化率 (%)	評価期間 2 のベースラインからの潰瘍面積変化率 (%)	潰瘍面積変化率の差 (評価期間 2-評価期間 1)
2-①	63.80	14.79	19.48	-76.81	-69.47	7.35
2-②	8.98	2.35	1.76	-73.83	-80.36	-6.53
2-③	59.80	20.36	39.76	-65.95	-33.51	32.44
2-④	28.31	5.02	20.23	-82.26	-28.56	53.70
2-⑤	13.28	12.87	19.86	-3.09	49.61	52.70
2-⑥	22.52	17.23	18.73	-23.52	-16.83	6.69

*1: 貼付前 4 週、2 週及び貼付直前の平均値。

*2: 最終貼付 1、3 及び 5 週後の平均値。

*3: 最終貼付 21、23 及び 25 週後の平均値。

3.3. 国内第 I / II 相試験 (EB-01 試験) 及び国内第 III 相試験 (EB-02 試験) 併合解析

【安全性】

EB-01 試験及び EB-02 試験における安全性の概要は表 8 のとおりであり、死亡及び貼付中止に至った事象は認められなかった。

表 8 安全性の概要 (EB-01 試験及び EB-02 試験の併合解析)

	EB-01 試験*1 (6 例) 例数 (%)	EB-02 試験*2 (6 例) 例数 (%)	全体 (12 例) 例数 (%)
全有害事象	5 (83.3)	4 (66.7)	9 (75.0)
本品との因果関係が否定できない有害事象	0	1 (16.7)	1 (8.3)
重篤な有害事象	1 (16.7)	1 (16.7)	2 (16.7)
重症度が高度の有害事象	1 (16.7)	1 (16.7)	2 (16.7)
投与中止に至った有害事象	0	0	0
死亡に至った有害事象	0	0	0

*1: 治療期間 (本品貼付開始後 3 週間、最大 7 週間)、後観察期間 (本品最終貼付後 5 週間) 及び追跡観察期間 (後観察期間後 20 週間) で認められた事象

*2: 治療期間 (本品貼付開始後 11 週間)、後観察期間 (治療期間後 5 週間)、追跡観察期間 (後観察期間後 20 週間) 及びフォローアップ調査期間 (追跡観察期間後 27 週間) で認められた事象

併合解析において多く認められた有害事象は器官別大分類「感染症および寄生虫症」に該当する事象で、上咽頭炎が5例、皮膚感染が2例、爪囲炎が1例であった。いずれも非重篤で、重症度は軽度であり、短期間で回復した。EB-01試験で本品貼付部位に皮膚感染が認められたことから、EB-02試験では本品の貼付及び管理に関する手順を標準化した結果、貼付部位の皮膚感染は認められなかった。本品との因果関係が否定できない有害事象はEB-02試験の1例（C - 反応性蛋白増加）のみで、非重篤で重症度は軽度であった。

EB-01試験及びEB-02試験における発現時期別の有害事象の発現状況は、表9のとおりであった。

表9 発現時期別の有害事象の概要（EB-01試験及びEB-02試験、安全性解析対象集団）

	EB-01試験*1（6例） 例数（%）		EB-02試験（6例） 例数（%）		フォローアップ 調査期間中
	貼付後	最終貼付後	貼付後	最終貼付後	
全有害事象	2（33.3）	3（50.0）	4（66.7）	4（66.7）	4（66.7）
本品との因果関係が否定 できない有害事象	0	0	1（16.7）	0	0
重篤な有害事象	0	1（16.7）	0	0	1（16.7）

*1：EB-01試験ではフォローアップ調査期間が設定されていなかった

EB-01試験では、貼付後及び最終貼付後のいずれにおいても、2例以上に認められた有害事象はなかった。重篤な有害事象は最終貼付54日後（本品貼付開始100日後）に1例（過小食）に認められ、本治験参加前から同様の症状を繰り返していたことから、本品との因果関係は否定された。

EB-02試験では、貼付後に最も多く認められた有害事象は上咽頭炎3例であった。フォローアップ調査期間で重篤な有害事象が1例（貧血）に認められたが、最終貼付約8カ月後に発現し、原疾患に起因するとされ、本品との因果関係は否定された。

総貼付枚数別の安全性について、EB-01試験及びEB-02試験の併合解析における総貼付枚数別の有害事象の発現状況は、表10のとおりであった。

表10 総貼付枚数別の有害事象の概要（EB-01試験及びEB-02試験の併合解析）

	60枚未満 （4例） 例数（%）	60枚以上120 枚未満 （3例） 例数（%）	120枚以上 （5例） 例数（%）	全体 （12例） 例数（%）
全有害事象	3（75.0）	3（100）	3（60.0）	9（75.0）
本品との因果関係が否定できない有害事象	0	0	1（20.0）	1（8.3）
重篤な有害事象	1（25.0）	0	1（20.0）	2（16.7）
重症度が高度の有害事象	1（25.0）	0	1（20.0）	2（16.7）

総貼付枚数の増加に伴い有害事象の発現割合が増加する傾向は認められなかった。総貼付枚数が120枚以上では、1例に本品との因果関係が否定できない有害事象（C - 反応性蛋白増加）、1例に重篤な有害事象（貧血）が認められた。重篤な有害事象の1例（貧血）は治験担当医師により

本品との因果関係が否定された。

1回あたりの平均貼付枚数別の安全性について、EB-01試験及びEB-02試験の併合解析における平均貼付枚数別の有害事象の発現状況は、表11のとおりであった。

表 11 1回あたりの平均貼付枚数別の有害事象の概要（EB-01 試験及び EB-02 試験の併合解析）

	9 枚未満 (4 例) 例数 (%)	9 枚以上 12 枚 未満 (3 例) 例数 (%)	12 枚以上 (5 例) 例数 (%)	全体 (12 例) 例数 (%)
全有害事象	3 (75.0)	3 (100)	3 (60.0)	9 (75.0)
本品との因果関係が否定できない有害事象	0	0	1 (20.0)	1 (8.3)
重篤な有害事象	1 (25.0)	0	1 (20.0)	2 (16.7)
重症度が高度の有害事象	1 (25.0)	0	1 (20.0)	2 (16.7)

平均貼付枚数の増加に伴い有害事象の発現割合が増加する傾向は認められなかった。平均貼付枚数が12枚以上では、1例に本品との因果関係が否定できない有害事象（C - 反応性蛋白増加）、1例に重篤な有害事象（貧血）が認められた。重篤な有害事象の1例（貧血）は治験担当医師により本品との因果関係が否定された。

年齢別の安全性について、EB-01試験及びEB-02試験の併合解析における年齢別の有害事象の発現状況は、表12のとおりであった。

表 12 年齢別の有害事象の概要（EB-01 試験及び EB-02 試験の併合解析）

	1 歳以上 7 歳未満 (1 例)	7 歳以上 15 歳未満 (2 例)	15 歳以上 (9 例)	全体 (12 例)
全有害事象	1 (100)	2 (100)	6 (66.7)	9 (75.0)
本品との因果関係が否定できない有害事象	1 (100)	0	0	1 (8.3)
重篤な有害事象	0	1 (50.0)	1 (11.1)	2 (16.7)
重症度が高度の有害事象	0	1 (50.0)	1 (11.1)	2 (16.7)

本品との因果関係が否定できない有害事象は、1歳以上7歳未満の1例に認められたC - 反応性蛋白増加のみであった。重篤な有害事象は1歳以上7歳未満では認められず、7歳以上15歳未満で過小食が1例、15歳以上で貧血が1例に認められたが、いずれの事象も重症度は高度、治験担当医師により本品との因果関係は否定された。

4. 施設について

本品は、表皮水疱症の診断及び治療に十分な知識・経験を持ち、かつ本品の特徴と作用機序を熟知し、取扱いを習得した医師により使用される必要がある。そのため、本品納入前に、製造販売業者による講習会を実施し、医療従事者向け資材を用いて、本品の適正使用に関する情報を提供する。

以上のことから、患者の治療を行う医療機関では①～③を満たす施設において使用する必要がある。

①施設について

①-1 以下を満たす医療機関であること。（ただし、対象患者が小児である場合には、小児治療に関するチーム医療が確立されていることが望ましい。）

- (1) 本品の貼付前の調製が可能な機材・資材を有していること
- (2) 本品の有効性及び安全性に関する情報を収集するため、本品に課せられている製造販売後調査を適切に実施することが可能であること

①-2 治療の責任者の配置

表皮水疱症の診断、治療及び不具合・副作用発現時の対応並びに十分な知識と経験を有し（表13のすべてに該当）、製造販売業者が実施する、本品の使用にあたっての講習を修了した医師が、本品を用いた治療の責任者として配置されていること。

表13 治療の責任者に関する要件

• 日本皮膚科学会専門医の資格を有すること
• 表皮水疱症の診療に必要な学識・技術を習得していること
• 製造販売業者による本品の適正使用に関する講習を受講していること

② 院内の再生医療等製品に関する情報管理体制について

再生医療等製品に関する情報管理に従事する担当者が配置され、製造販売業者からの情報窓口、有効性・安全性等に関する情報の管理及び医師等に対する情報提供、不具合・副作用が発生した場合の報告業務等が速やかに行われる体制が整っていること。

③ 不具合・副作用への対応について

③-1 施設体制に関する要件

重篤な不具合・副作用が発生した際に、当該施設又は連携施設において、発現した不具合・副作用に応じて必要な検査の結果が当日中に得られ、直ちに対応可能な体制が整っていること。

③-2 医療従事者による不具合・副作用への対応に関する要件

表皮水疱症の診療に携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者が不具合・副作用のモニタリングを含め主治医と情報を共有できるチーム医療体制が整備されていること。

と。なお、その体制について、患者とその家族に十分に周知されていること。

③-3 不具合・副作用の診断や対応に関する要件

不具合・副作用に対して、当該施設又は連携施設の専門性を有する医師と連携（副作用の診断や対応に関して指導及び支援を受けられる条件にあること）し、直ちに適切な処置ができる体制が整っていること。

5. 貼付対象となる患者

厚生労働省の指定難病診断基準により診断された栄養障害型、接合部型及び単純型（重症汎発型に限る）表皮水疱症患者に適用すること。また、臨床試験において接合部型及び単純型表皮水疱症患者への貼付の経験はないため、臨床上の必要性を十分に検討すること。

なお、本品は、臨床試験における条件も参考に既存治療で効果不十分であり、継続的に皮膚潰瘍が認められる難治性又は再発性の病変に対して適用すること。また、臨床試験での適格要件（p5, 8参照）や他の治療法の適用も考慮し、以下の点も踏まえ、本品を適用する潰瘍を適切に選択すること。

以下に該当する患者・部位は本品の貼付対象とはならない。

- ・本品の成分に対し、過敏症の既往歴のある患者
- ・皮膚悪性腫瘍が確定診断された又は疑われる部位
- ・皮膚移植、ジェイス又はバイジュベックゲルにより治療中の部位
- ・感染が疑われる部位
- ・皮膚潰瘍が閉鎖している部位

6. 貼付に際して留意すべき事項

- ① 添付文書等に加え、製造販売業者が提供する資料等に基づき本品の特性及び適正使用のために必要な情報を十分に理解してから使用すること。
- ② 治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分説明し、同意を得てから貼付すること。

【投与継続の判断について】

- ・ 臨床試験において、12週を超える貼付の経験はないため、原則として12週までの貼付とするが、治療上の有益性が認められる場合にのみ12週を超えて継続できる。ただし、貼付中は定期的に貼付継続の要否について検討（月に1回程度は本品貼付後の潰瘍面積の縮小割合等を効果判定）し、漫然と貼付しないこと。なお、1週間1回12週投与として実施された臨床試験（EB-02試験）においてにおいて潰瘍面積の縮小が50%になるまでの期間は中央値で17.5日であった。
- ・ 皮膚潰瘍が閉鎖したら当該病変への貼付を終了し、次の新しい皮膚潰瘍の治療を開始すること。
- ・ 臨床試験において、1回あたり16枚を超える貼付の経験はないため、有効性及び安全性については評価されていない。医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず1回あたり16枚を超える病変を治療対象とする場合は、有益性と危険性を慎重に評価した上で貼付すること。

《主な留意点》

- ・ -80°C （ $-85^{\circ}\text{C}\sim-75^{\circ}\text{C}$ ）で保管されている製品を使用すること。
- ・ 本品の解凍は、貼付直前に実施し、本品の解凍完了後、60分以内を目途に貼付を終えること。
- ・ 本品の使用にあたっては、保存液を十分に洗浄し、除去すること。
- ・ 本品の貼付前に生理食塩水等で貼付箇所を十分に洗浄すること。本品の貼付直前に貼付予定の潰瘍にワセリンなどの撥水性外用薬が使用されている場合、本品薬効成分の潰瘍患部への到達を妨げる可能性があるため、貼付前に撥水性外用薬を洗浄した後に本品を貼付し、本品と貼付患部との間に撥水性外用薬を介在させないこと。
- ・ 強力な吸湿性能を有する被覆保護材（アクアセル等）と本品を直接接触させると本品の水分と薬効成分が被覆保護材に吸収され、薬効を発揮できない可能性があることから、本品と直接接触するような使用法を避けること。
- ・ 本品を貼付したのち少なくとも48時間は本品及び非固着性ガーゼは除去せず、入浴又は貼付部位への直接シャワー等を実施しないこと。48時間を経過し貼付箇所を洗浄した以降、次の貼付までの期間については、通常治療時と同様に入浴または直接のシャワー等を行い、一般的な処置（ワセリン、被覆保護等）を行うこと。

医薬機審発 0714 第 7 号
令和 8 年 7 月 14 日

日本医学会 会長 殿

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長
(公 印 省 略)

ナドファラゲン フィラデノベクの最適使用推進ガイドライン
について

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)において、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的再生医療等製品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしました。

今般、標記について、別添写しのとおり都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知につきご配慮よろしくお願いします。



医薬機審発 0714 第 5 号
令和 8 年 7 月 14 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長
(公 印 省 略)

ナドファラゲン フィラデノベクの最適使用推進ガイドライン
について

経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的再生医療等製品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしました。

今般、ナドファラゲン フィラデノベク（販売名：エドスチラドリン膀胱内注入液）について、BCG 膀胱内注入療法後に残存・再発した上皮内癌を有する高リスク筋層非浸潤性膀胱癌に対して使用する際の留意事項を別添のとおり最適使用推進ガイドラインとして取りまとめましたので、その使用に当たっては、本ガイドラインについて留意されるよう、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

別添

最適使用推進ガイドライン

ナドファラゲン フィラデノベク

(販売名：エドスチラドリン膀胱内注入液)

～BCG 膀胱内注入療法後に残存・再発した

上皮内癌を有する高リスク筋層非浸潤性膀胱癌～

令和8年7月

厚生労働省

目次

1. はじめに	3
2. 本品の特徴、作用機序	4
3. 臨床試験	5
4. 施設について	13
5. 投与対象となる患者	15
6. 投与に際して留意すべき事項	17

1. はじめに

再生医療等製品の有効性・安全性の確保のためには、添付文書等に基づいた適正な使用が求められる。さらに、近年の科学技術の進歩により革新的な新規作用機序を示す再生医療等製品が承認される中で、これらの再生医療等製品を真に必要な患者に提供することが喫緊の課題となっており、経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においても革新的医薬品等の使用の最適化推進を図ることとされている。

新規作用機序を示す再生医療等製品は、薬理作用や安全性プロファイルが既存の医薬品等と明らかに異なることがある。このため、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、当該再生医療等製品の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、本品との因果関係が否定できない有害事象が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用することが重要である。

したがって、本ガイドラインでは、開発段階やこれまでに得られている医学薬学的・科学的見地に基づき、以下の再生医療等製品の最適な使用を推進する観点から必要な要件、考え方及び留意事項を示す。本ガイドラインは国内外での使用実績等の最新の知見に基づき、適宜必要な改定を行う。

なお、本ガイドラインは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、一般社団法人日本泌尿器科学会、公益社団法人日本放射線腫瘍学会、公益社団法人日本臨床腫瘍学会、一般社団法人日本癌学会、一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会の協力のもと作成した。

対象となる再生医療等製品：エドスチラドリン膀胱内注入液 (一般的名称：ナドファラゲン フィラデノベク)
対象となる効能、効果又は性能：BCG 膀胱内注入療法後に残存・再発した上皮内癌を有する 高リスク筋層非浸潤性膀胱癌 ただし、BCG 膀胱内注入療法の再導入の適応とならない患者に限る
対象となる用法及び用量又は使用方法：通常、成人には 1 回あたり 75 mL (3×10^{11} vp/mL) を 3 カ月 間隔で膀胱内投与する。
製 造 販 売 業 者：フェリング・ファーマ株式会社

2. 本品の特徴、作用機序

エドスチラドリン膀胱内注入液（一般的名称：ナドファラゲン フィラデノベク、以下、「本品」という）は、ヒトインターフェロン $\alpha 2b$ （以下、「IFN $\alpha 2b$ 」という）遺伝子を搭載した非増殖性遺伝子組換えヒトアデノウイルス 5 型を主成分とする再生医療等製品である。

本品を膀胱内に注入することで、IFN $\alpha 2b$ 遺伝子を尿路上皮に送達し感染することにより、本品に搭載された遺伝子発現構成体が細胞の核内にエピソードとして留まるとともに感染細胞で IFN $\alpha 2b$ タンパク質を発現する。感染細胞から分泌された IFN $\alpha 2b$ タンパク質による抗腫瘍免疫応答の増強等により腫瘍細胞を死滅させる作用が期待される。

3. 臨床試験

本品の承認時に評価を行った主な臨床試験の成績を示す。

【有効性】

3.1. 海外第Ⅲ相試験（rAd-IFN-CS-003 試験）

BCG-unresponsive 高リスクの筋層非浸潤性膀胱癌（以下、「NMIBC」）患者（目標症例数：150 例（上皮内癌（以下、「CIS」）併発ありの患者：100 例¹⁾、乳頭状病変のみの患者：50 例））を対象に、本品の有効性及び安全性を検討することを目的とした非盲検非対照試験が、米国の 33 施設で実施された。主な選択・除外基準は、表 1 のとおりであった。

¹⁾ 主要評価項目である、CIS 併発ありの患者における本品の初回投与後 3 カ月までの完全奏効率の期待値を 43.75%と仮定し、閾値 27%に対して仮説検定を行う際、有意水準片側 2.5%の下、検出力を 90%確保するための症例数として、CIS 併発ありの患者の目標症例数が 100 例と設定された。

表 1 主な選択・除外基準

選択基準	1) 同意取得時に 18 歳以上の患者。 2) 登録時点で以下のいずれかを有することが病理報告書により確認できる患者。 • CIS のみ • Ta/T1 の高グレード病変、CIS 併発あり • Ta/T1 の高グレード病変、CIS 併発なし 3) 以下の基準を満たす BCG-unresponsive の患者*。 • 12 カ月以内に、以下に示す 2 コース以上の BCG 膀胱内注入療法を受けた患者。BCG 導入療法として 6 回中 5 回以上の注入に加え、BCG 維持療法として 3 回中 2 回以上の注入を受けた患者。BCG 維持療法を行わない場合は 2 コース目の導入療法として 6 回中 2 回以上の注入を受けた患者。例外として、BCG 導入療法（6 回中 5 回以上投与）のみを受けた後の初回評価で高グレード T1 病変が認められた患者は、癌の進展がなければ本試験に参加することができる。 • CIS のみの患者又は高グレード Ta/T1 病変で CIS を併発する患者は、BCG 最終注入後 12 カ月以内に腫瘍の再発が認められ、CIS を併発していない高グレード Ta/T1 病変を有する患者では、BCG 最終注入後 6 カ月以内に再発が認められること。 4) ECOG Performance Status が 2 以下の患者。 5) 上部尿路上皮癌又は前立腺部尿道内の尿路上皮癌を併発していない患者。
除外基準	1) スクリーニング来院時に、筋層浸潤癌（固有筋層）又は転移性癌の合併又は既往を有する患者。以下のような場合（これらに限定されない）、転移性癌のリスクが上昇する。 • 生検検体の組織学的検査においてリンパ管浸潤及び/又は微小乳頭状病変が認められる • 膀胱腫瘍による二次的な水腎症を伴う T1 病変を有する患者 2) 膀胱癌に対する全身療法を現在受けている患者。 3) 治験製品投与前に他のアデノウイルスを用いた薬剤を使用した患者。 4) 症候性尿路感染又は細菌性膀胱炎患者（十分な治療を受けた後の患者は治験に参加可能）。 5) 過去 5 年以内に他の悪性腫瘍の既往を有する患者。ただし、治療された皮膚の基底細胞癌又は扁平上皮癌、及び腎尿管全摘除術後 24 カ月以上経過した pT2 以下の上部尿路上皮癌の既往を有する患者、並びに監視療法下の（PSA < 10 ng/dL、Gleason スコア 6 及び cT1 として定義）前立腺癌患者は除く。 6) 治験製品投与前 8 週以内に膀胱内注入療法を受けた患者。ただし、以下の場合を除く。 • TURBT 直後の細胞傷害性薬剤（例：マイトマイシン C、ドキソルビシン、エピルビシン）の単回投与は治験製品投与前 14～60 日間は投与可能。 • 治験参加のため必要な診断的生検実施の 5 週間以上前に行われた BCG 膀胱内注入療法。

*：視認できる乳頭状病変はすべて切除しなければならないこととした。TURBT を受けた T1 病変を有する患者は、本品の投与前 14～60 日に再度 TURBT を受けることとした。明らかな CIS 病変には焼灼を施行することとした。

本試験では、以下の 2 つのコホートが設定された。

- CIS 併発ありコホート：CIS のみを有する患者、又は CIS を併発した高グレード Ta/T1 病変を有する患者で、BCG 最終注入後 12 カ月以内に腫瘍の再発が認められた患者
- 乳頭状病変のみコホート：CIS を併発していない高グレード Ta/T1 病変を有する患者で、BCG 最終注入後 6 カ月以内に腫瘍の再発が認められた患者

本試験は、スクリーニング期間（本品投与前 7～28 日間）、主要評価期間（本品の初回投与後 12 カ月間）及び長期フォローアップ期間（本品の初回投与後 12 カ月以降の 4 年間）から構成された。

本品の用法及び用量又は使用方法は、主要評価期間では、 3×10^{11} vp/mL の本品 75 mL を、尿道カテーテルを用いて Day 1、Day 90、Day 180 及び Day 270 の計 4 回膀胱内投与することとされた。なお、2 回目以降の投与にあたっては、正確な病期を判定するために、各投与前 2 週間以内に尿細胞診及び膀胱鏡検査を実施し、高グレード病変の再発の有無を評価し、臨床的に必要な場合は生検を実施することとされ、高グレード病変の再発所見が認められない場合に本品を投与することとされた。なお、初回投与後 12 カ月時点の生検は必須とされた。また、長期フォローアップ期間では、主要評価期間終了時点（本品の初回投与後 12 カ月時点）で高グレード病変の再発が認められず、治験担当医師が適切と判断した場合、初回投与後 12 カ月時点以降、3 カ月ごとに投与継続することを可能とした。初回投与後 15、18、21 及び 24 カ月時点で尿細胞診及び膀胱鏡検査を実施し、臨床的に必要であれば投与前に生検を行うこととされた。初回投与後 12 カ月時点で高グレード病変の所見が認められないが、患者が投与継続を拒否した場合も、初回投与後 15、18、21 及び 24 カ月時点で尿細胞診、膀胱鏡検査及び生検（臨床的に必要な場合）による評価を行うこととされた。初回投与後 24 カ月時点以降は、治験担当医師が通常の臨床診療に従って 3 カ月ごとに評価を行い、各投与前に本品の投与継続の適格性を確認することとされた。投与期間は、本品の初回投与日から最長 5 年間とされた。

本試験に登録された 157 例（CIS 併発ありコホート 107 例、乳頭状病変のみコホート 50 例）全例に本品が投与され、安全性解析対象集団とされた。このうち、BCG-unresponsive 高リスク NMIBC の診断基準に合致しなかった 6 例（CIS 併発ありコホート 4 例、乳頭状病変のみコホート 2 例）を除く 151 例（CIS 併発ありコホート 103 例、乳頭状病変のみコホート 48 例）が有効性解析対象集団とされた。

有効性について、本試験の主要評価項目である、CIS 併発ありコホートにおける本品の初回投与後 3 カ月までの完全奏効率²⁾ [95%CI] (%) は表 2 のとおり 53.4 [43.3, 63.3] (55/103 例) であり、95%CI の下限が事前に規定した閾値 27%³⁾ を上回った。

表 2 本品の初回投与後 3 カ月までの完全奏効率（rAd-IFN-CS-003 試験、有効性解析対象集団）

	103 例
完全奏効（例数）	55
完全奏効率 [95%CI*] (%)	53.4 [43.3, 63.3]

* : Clopper-Pearson 法

²⁾ 実施医療機関における尿細胞診及び膀胱鏡検査、必要に応じて生検によって評価した。CIS 併発ありの患者における完全奏効は、以下の 2 つの基準のいずれかを満たす場合と定義された。

- ① 尿細胞診で陰性であり、膀胱鏡検査で病変が認められない。
- ② 生検を行った場合、陰性である。

³⁾ BCG-refractory NMIBC 患者を対象としたバルルビシンの臨床試験で、完全奏効率 [95%CI] (%) は 18 [10.5, 27.3] であったこと (Urol Oncol. 2013; 31: 1635-42) から設定された。

また、本品の初回投与後 3 カ月までに完全奏効を達成した患者 55 例のうち、完全奏効が持続している患者の割合は、初回投与後 12 カ月時点で 45.5% (25/55 例)、初回投与後 18 カ月時点で 40.0% (22/55 例)、初回投与後 24 カ月時点で 36.4% (20/55 例) であった。

3.2. 国内第Ⅲ相試験 (000381 試験)

BCG-unresponsive 高リスク NMIBC 患者を対象に、本品の有効性及び安全性を検討することを目的とした非盲検非対照試験 (目標症例数: 24 例 (CIS 併発ありの患者: 20 例)、乳頭状病変のみの患者: 約 4 例)) が国内 25 施設で実施された。主な選択・除外基準を表 3 に示した。

表 3 主な選択・除外基準

選択基準	1) 同意取得時に 20 歳以上の患者。 2) 登録時点で以下のいずれかを有することが病理報告書により確認できる患者。 • CIS のみ • Ta/T1 の高グレード病変、CIS 併発あり • Ta/T1 の高グレード病変、CIS 併発なし 3) 以下の基準を満たす BCG-unresponsive の患者*。 • 12 カ月以内に、以下に示す 2 コース以上の BCG 膀胱内注入療法を受けた患者。BCG 導入療法として 6 回中 5 回以上の注入に加え、BCG 維持療法として 3 回中 2 回以上の注入。BCG 維持療法を行わない場合は 2 コース目の導入療法として 6 回中 2 回以上の注入。例外として、BCG 導入療法 (6 回中 5 回以上投与) のみを受けた後の初回評価で高グレード T1 病変が認められた患者は、癌の進展がなければ本試験に参加することができる。 • CIS のみの患者又は CIS を併発した高グレード Ta/T1 病変を有する患者は BCG 最終注入後 12 カ月以内に腫瘍の再発が認められ、CIS を併発していない高グレード Ta/T1 病変を有する患者は BCG 最終注入後 6 カ月以内に再発が認められること。 4) ECOG Performance Status が 2 以下の患者。 5) 上部尿路上皮癌又は前立腺部尿道内の尿路上皮癌を併発していない患者。
除外基準	1) スクリーニング来院時に、筋層浸潤癌 (固有筋層) 又は転移性癌の合併若しくは既往の所見を有する患者。以下のような場合 (これらに限定されない)、転移性癌のリスクが上昇する。 • 生検検体の組織学的検査においてリンパ管浸潤及び/又は微小乳頭状病変が認められる • 膀胱腫瘍による二次的な水腎症を伴う T1 病変を有する患者 2) 膀胱癌に対する全身療法を現在受けている患者。 3) BCG 不応性 NMIBC に対する試験的治療を現在又は過去に受けた、又はスクリーニング前 1 カ月以内にその他の治験薬/治験製品の投与を受けた患者。 4) 治験製品投与前及び投与後 2 週以内に他のアデノウイルスを用いた薬剤を使用した患者。 5) 症候性尿路感染又は細菌性膀胱炎患者 (十分な治療を受けた後の患者は治験に参加可能)。 6) 過去 5 年以内に他の悪性腫瘍の既往を有する患者。ただし、治療された皮膚の基底細胞癌又は扁平上皮癌、及び腎尿管全摘除術後 24 カ月以上経過した pT2 以下の上部尿路上皮癌の既往を有する患者、並びに監視療法下の (PSA < 10 ng/dL、Gleason スコア 6 及び cT1 として定義) 前立腺癌患者は除く。 7) 治験製品投与開始前 8 週以内に膀胱内注入療法を受けた患者。ただし、以下の場合を除く: • TURBT 直後に単回療法として投与された細胞障害性薬剤 (例: マイトマイシン C、ドキソルビシン、エピルビシン)。治験製品投与開始前 14~60 日間は投与可能。 • 治験参加のため必要な診断的生検実施の 5 週間以上前に行われた BCG 膀胱内注入療法。

*: 視認できる乳頭状病変はすべて切除しなければならないこととした。TURBT を受けた T1 病変を有する患者は、本品の投与開始前 14~60 日に再度 TURBT を受けることとした。明らかな CIS 病変には焼灼を施行することとした。

本試験には、以下の2つのコホートが設定された。

- CIS 併発ありコホート：CIS のみを有する患者、又は CIS を併発した高グレード Ta/T1 病変を有する患者で、BCG 最終注入後 12 カ月以内に腫瘍の再発が認められた患者
- 乳頭状病変のみコホート：CIS を併発していない高グレード Ta/T1 病変を有する患者で、BCG 最終注入後 6 カ月以内に腫瘍の再発が認められた患者

本試験は、スクリーニング期間（本品投与前 7～28 日間）、主要評価期間（本品の初回投与後 12 カ月間）及びフォローアップ期間（本品の初回投与後 12 カ月以降の 3 年間）から構成された。

本品の用法及び用量又は使用法は、主要評価期間では、 3×10^{11} vp/mL の本品 75 mL を、尿道カテーテルを用いて Day 1、Day 90、Day 180 及び Day 270 の計 4 回膀胱内投与することとされた。なお、2 回目以降の投与にあたっては、正確な病期を判定するために、各投与前 2 週間以内に尿細胞診及び膀胱鏡検査を実施し、高グレード病変の再発の有無を評価し、臨床的に必要な場合は生検を実施することとされ、高グレード病変の再発所見が認められない場合に本品を投与することとされた。なお、初回投与後 12 カ月時点の生検は必須とされた。また、長期フォローアップ期間では、主要評価期間終了時点（本品の初回投与後 12 カ月時点）で高グレード病変の再発が認められず、治験担当医師が適切と判断した場合、初回投与後 12 カ月時点以降、3 カ月ごとに投与継続することを可能とした。初回投与後 15、18、21 及び 24 カ月時点で尿細胞診及び膀胱鏡検査を実施し、臨床的に必要であれば投与前に生検を行うこととされた。初回投与後 12 カ月時点で高グレード病変の所見が認められないが、患者が投与継続を拒否した場合も、初回投与後 15、18、21 及び 24 カ月時点で尿細胞診、膀胱鏡検査及び生検（臨床的に必要な場合）による評価を行うこととされた。初回投与後 24 カ月時点以降は、治験担当医師が通常の臨床診療に従って 3 カ月ごとに評価を行い、各投与前に本品の投与継続の適格性を確認することとされた。投与期間は、本品の初回投与日から最長 4 年間とされた。

本試験に登録された 25 例（CIS 併発ありコホート：20 例、乳頭状病変のみコホート：5 例）全例に本品が投与され、安全性解析対象集団及び有効性解析対象集団とされた。2025 年 10 月 23 日データカットオフ時点で、16 例（CIS 併発ありコホート：13 例（疾患再発 12 例、患者の希望による中止 1 例）、乳頭状病変のみコホート：3 例（疾患再発 2 例、有害事象 1 例））が投与中止に至り、9 例が主要評価期間を完了した。

有効性について、本試験の主要評価項目である、CIS 併発ありコホートにおける本品の初回投与後 3 カ月までの完全奏効率⁴⁾ [95%CI] (%) は 75.0 [50.9, 91.3] (15/20 例) であ

⁴⁾ 中央病理診断施設における尿細胞診及び膀胱鏡検査、必要に応じて生検によって評価した。CIS 併発ありの患者における完全奏効は、以下の 2 つの基準のいずれかを満たす場合と定義された。

り、95%CIの下限が事前に規定した閾値 2%⁵⁾ を上回った。

【安全性】

3.2. 海外第Ⅲ相試験（rAd-IFN-CS-003 試験）

安全性について、全体で 10%以上に認められた有害事象は、表 4 のとおりであった。

表 4 全体で 10%以上に認められた有害事象（rAd-IFN-CS-003 試験、安全性解析対象集団）

PT MedDRA/J ver28.0	例数 (%)		
	CIS 併発ありコホート	乳頭状病変のみコホート	全体
	107 例	50 例	157 例
全有害事象	101 (94.4)	45 (90.0)	146 (93.0)
滴下投与部位分泌	37 (34.6)	15 (30.0)	52 (33.1)
疲労	29 (27.1)	8 (16.0)	37 (23.6)
膀胱痙縮	22 (20.6)	9 (18.0)	31 (19.7)
尿意切迫	20 (18.7)	9 (18.0)	29 (18.5)
血尿	19 (17.8)	7 (14.0)	26 (16.6)
発熱	18 (16.8)	7 (14.0)	25 (15.9)
排尿困難	17 (15.9)	8 (16.0)	25 (15.9)
悪寒	18 (16.8)	6 (12.0)	24 (15.3)
頭痛	16 (15.0)	8 (16.0)	24 (15.3)
尿路感染	11 (10.3)	12 (24.0)	23 (14.6)
下痢	10 (9.3)	7 (14.0)	17 (10.8)

また、全体で 10%以上に認められた副作用は、表 5 のとおりであった。

表 5 全体で 10%以上に認められた副作用（rAd-IFN-CS-003 試験、安全性解析対象集団）

PT MedDRA/J ver28.0	例数 (%)		
	CIS 併発ありコホート	乳頭状病変のみコホート	全体
	107 例	50 例	157 例
全副作用	77 (72.0)	34 (68.0)	111 (70.7)
滴下投与部位分泌	26 (24.3)	13 (26.0)	39 (24.8)
疲労	25 (23.4)	6 (12.0)	31 (19.7)
膀胱痙縮	19 (17.8)	7 (14.0)	26 (16.6)
尿意切迫	18 (16.8)	7 (14.0)	25 (15.9)
排尿困難	11 (10.3)	8 (16.0)	19 (12.1)
悪寒	13 (12.1)	5 (10.0)	18 (11.5)
発熱	11 (10.3)	5 (10.0)	16 (10.2)

本試験において、Grade 3 以上の有害事象は 34 例（21.7%）に認められ、CIS 併発ありコホートで 22 例（20.6%）、乳頭状病変のみコホートで 12 例（24.0%）であった。そのうち、Grade 4 の有害事象は CIS 併発ありコホートで 1 例、乳頭状病変のみコホートで 2 例で

① 尿細胞診で陰性であり、膀胱鏡検査で病変が認められない。

② 生検を行った場合、陰性である。

⁵⁾ 本試験の対象患者に対して、国内では有効な薬剤がなく、膀胱全摘除術に至る患者を少しでも減少させることは臨床的意義があること等を踏まえ、閾値は 2%と設定された。

あり、それら以外は Grade 3 の有害事象であった。Grade 3 の副作用は CIS 併発ありコホートで 3 例（膀胱痙縮、尿意切迫、尿失禁）、乳頭状病変のみコホートで 3 例（尿意切迫、失神、高血圧）に認められ、Grade 4 の副作用は認められなかった。重篤な有害事象は 19 例（12.1%）に認められ、CIS 併発ありコホートで 10 例（敗血症、失神、冠動脈疾患、血尿/急性冠動脈症候群、心房粗動、脳浮腫、心房細動、移行上皮癌、脱水、不整脈）、乳頭状病変のみコホートで 9 例（低血糖/角膜擦過傷/冠動脈疾患/心膜炎、肺の悪性新生物/膀胱癌/肺炎、腎盂及び尿管移行上皮癌/皮下気腫/遠隔転移を伴う肺癌、失神/胆管結石、心不全/心筋梗塞、アナフィラキシー反応、発熱、敗血症、一過性全健忘）であった。そのうち、副作用は乳頭状病変のみコホートの 1 例（失神）であった。投与中止に至った有害事象は 4 例（2.5%）に認められ、CIS 併発ありコホートで 2 例（膀胱痙縮、滴下投与部位分泌）、乳頭状病変のみコホートで 2 例（膀胱の良性新生物、敗血症）であった。投与中止に至った有害事象のうち、CIS 併発ありコホートの 2 例（膀胱痙縮、滴下投与部位分泌）、乳頭状病変のみコホートの 1 例（膀胱の良性新生物）は副作用とされた。死亡に至った有害事象は認められなかった。

3.3. 国内第Ⅲ相試験（000381 試験）

安全性について、全体で 10%以上に認められた有害事象は、表 6 のとおりであった。

表 6 全体で 10%以上に認められた有害事象
(000381 試験、安全性解析対象集団、2025 年 10 月 23 日データカットオフ)

PT MedDRA/J ver28.0	例数 (%)		
	CIS 併発ありコホート 20 例	乳頭状病変のみコホート 5 例	全体 25 例
全有害事象	18 (90.0)	5 (100.0)	23 (92.0)
発熱	9 (45.0)	3 (60.0)	12 (48.0)
尿意切迫	9 (45.0)	0	9 (36.0)
排尿困難	8 (40.0)	0	8 (32.0)
滴下投与部位分泌	7 (35.0)	1 (20.0)	8 (32.0)
血尿	6 (30.0)	1 (20.0)	7 (28.0)
頭痛	6 (30.0)	0	6 (24.0)
COVID-19	4 (20.0)	1 (20.0)	5 (20.0)
倦怠感	4 (20.0)	0	4 (16.0)
下痢	3 (15.0)	1 (20.0)	4 (16.0)
処置による疼痛	4 (20.0)	0	4 (16.0)
膀胱刺激症状	3 (15.0)	0	3 (12.0)
膀胱痙縮	2 (10.0)	1 (20.0)	3 (12.0)
頻尿	3 (15.0)	0	3 (12.0)
上咽頭炎	2 (10.0)	1 (20.0)	3 (12.0)
関節痛	2 (10.0)	1 (20.0)	3 (12.0)
背部痛	3 (15.0)	0	3 (12.0)

また、全体で 10%以上に認められた副作用は、表 7 のとおりであった。

表 7 全体で 10%以上に認められた副作用
(000381 試験、安全性解析対象集団、2025 年 10 月 23 日データカットオフ)

PT MedDRA/J ver28.0	例数 (%)		
	CIS 併発ありコホート 20 例	乳頭状病変のみコホート 5 例	全体 25 例
全副作用	16 (80.0)	4 (80.0)	20 (80.0)
発熱	8 (40.0)	3 (60.0)	11 (44.0)
滴下投与部位分泌	7 (35.0)	1 (20.0)	8 (32.0)
尿意切迫	8 (40.0)	0	8 (32.0)
排尿困難	5 (25.0)	0	5 (20.0)
倦怠感	4 (20.0)	0	4 (16.0)
頭痛	4 (20.0)	0	4 (16.0)

Grade 3 以上の有害事象は 5 例に認められ、CIS 併発ありコホートで 4 例、乳頭状病変のみコホートで 1 例であった。いずれも Grade 3 の有害事象であり、本品との因果関係は否定された。重篤な有害事象は 3 例 (12.0%) に認められ、CIS 併発ありコホートで 2 例 (肺の悪性新生物、血尿)、乳頭状病変のみコホートで 1 例 (COVID-19/誤嚥性肺炎/脳梗塞) であった。いずれも本品との因果関係は否定された。投与中止に至った有害事象は、乳頭状病変のみコホートで 1 例 (脳梗塞) に認められ、本品との因果関係は否定された。死亡に至った有害事象は認められなかった。

4. 施設について

膀胱癌に関する十分な知識及び経験を有する医師が、本品の臨床試験成績及び有害事象等の知識を十分に習得した上で、膀胱癌の治療に係る体制が整った医療機関において使用される必要がある。そのため、本品納入前に、製造販売業者による講習を実施し、医療従事者向け資材を用いて、本品の適正使用に関する情報を提供する。

以上から、以下の①～③のすべてを満たす施設において使用する必要がある。

① 施設について

①-1 下記の(1)～(3)のすべてに該当する施設であること。

(1) 以下のいずれかに該当し、かつ BCG による NMIBC 治療が実施可能な施設であること。

- 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
- 特定機能病院
- 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）
- 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料 1、外来腫瘍化学療法診療料 2 又は外来腫瘍化学療法診療料 3 の施設基準に係る届出を行っている施設
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

(2) 本品を添付文書に定められた貯蔵・保存方法に従って保管が可能であり⁶⁾、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程（名称：E3 領域の一部を欠失し、E1 領域がヒトインターフェロンアルファ-2b 発現カセットに、また E2B 領域の一部がヒトアデノウイルス 2 型由来配列に置換された遺伝子組換えヒトアデノウイルス 5 型（rAd-IFN））に従って、本品を適切に取扱い、また患者への説明を行うためのチーム医療体制が整備されていること。

(3) 本品の有効性及び安全性に関する情報を収集するため、本品に課せられている製造販売後調査を適切に実施することが可能であること。

①-2 膀胱癌の診断、治療及び不具合・副作用発現時の対応に十分な知識と経験を有し、製造販売業者が実施する本品の使用にあたっての講習を修了した医師が、本品を用いた治療の責任者として配置されていること。具体的には、下記の(1)及び(2)を満たす医師が治療の責任者として配置されていること。

⁶⁾ 添付文書に規定する貯蔵方法は－60℃以下、有効期間は 48 ヶ月。直接容器に記載された使用期限内においては、－25～－15℃で最長 3 ヶ月間保存することができると定めている。

(1) 下記のいずれかに該当すること。

- 医師免許取得後 2 年の初期研修を修了した後に 5 年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2 年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。
- 医師免許取得後 2 年の初期研修を修了した後に、4 年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っていること。うち、2 年以上は、膀胱癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。

(2) 下記のすべての要件に該当すること。

- 製造販売業者による本品の適正使用に関する講習を受講し、資材の内容を十分理解していること。
- カルタヘナ法を十分に理解し、施設内における第一種使用規程に従った取扱いが行えること。

② 院内の再生医療等製品に関する情報管理の体制について

再生医療等製品に関する情報管理に従事する担当者が配置され、製造販売業者からの情報窓口、有効性・安全性等に関する情報の管理及び医師等に対する情報提供、不具合・副作用が発生した場合の報告に係る業務等が速やかに行われる体制が整っていること。

③ 不具合・副作用への対応について

③-1 施設体制に関する要件

重篤な不具合・副作用が発生した際に、当該施設又は連携施設において、発現した副作用に応じて入院管理及び必要な検査の結果が速やかに得られ、直ちに対応可能な体制が整っていること。

③-2 医療従事者による不具合・副作用への対応に関する要件

膀胱癌の診療に携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者が不具合・副作用のモニタリングを含め主治医と情報を共有できるチーム医療体制が整備されていること。なお、その体制について、患者とその家族に十分に周知されていること。

③-3 不具合・副作用の診断や対応に関して

不具合・副作用（発熱、滴下投与部位分泌、尿意切迫、排尿困難、頭痛、倦怠感、膀胱刺激症状、血尿、膀胱痙攣等）に対して、当該施設又は連携施設の専門性を有する医師と連携（副作用の診断や対応に関して指導及び支援を受けられる条件にあること）し、直ちに適切な処置ができる体制が整っていること。

5. 投与対象となる患者

筋層非浸潤性膀胱癌（NMIBC）のリスク分類や BCG の再導入の適応となる患者等については、最新の膀胱癌診療ガイドライン（日本泌尿器科学会編）等を参照すること。

【有効性に関する事項】

- ① 下記の患者で本品の有効性が確認されている。
 - ・ BCG 膀胱内注入療法後に残存・再発した上皮内癌を有する高リスク筋層非浸潤性膀胱癌
- ② 下記に該当する患者は本品の対象とはならない。
 - ・ 筋層浸潤性膀胱癌の患者
 - ・ 低リスク及び中リスク NMIBC
 - ・ BCG の治療歴のない NMIBC の患者
 - ・ BCG の再導入の適応となる NMIBC の患者
 - ・ BCG の治療実施後に腫瘍の残存又は再発が確認されていない NMIBC の患者
 - ・ CIS を併発していない高グレード Ta/T1 病変を有する患者
 - ・ 上部尿路がんを併発している患者
- ③ 適応患者の選択にあたっては、下記について考慮すること。
 - ・ 臨床試験において対象とされた患者の腫瘍の状態は以下のとおりである（p.5、表 1 及び p.7、表 3 参照）ため、以下を参考に本品の適応を判断すること。
 - 本品投与前に、TURBT により視認できる乳頭状病変はすべて切除しなければならないこととされていた。
 - TURBT を受けた T1 病変を有する患者は、本品の投与開始前 14～60 日に再度 TURBT を受けることとされていた。
 - 明らかな CIS 病変には焼灼を施行することとされていた。
 - ・ 膀胱全摘除術の遅れは筋層浸潤癌への進展又は遠隔転移を有する膀胱癌への進展の可能性があり、致命的な転帰につながり得ることを踏まえ、膀胱全摘除術の機会を逸することのないよう、本品の使用の可否を慎重に判断すること。
 - ・ 臨床試験において、BCG 膀胱内注入療法後に残存・再発した上皮内癌を有する高リスク NMIBC 患者であって BCG-unresponsive の定義を満たす患者以外への投与経験はないため、BCG-unresponsive 以外の患者への投与については、臨床上の必要性を十分に検討すること。

【安全性に関する事項】

下記に該当する患者については、本品の投与が禁忌・禁止とされていることから、投与を

行わないこと。

- 本品の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

6. 投与に際して留意すべき事項

- ① 添付文書に加え、製造販売業者が提供する資材等に基づき、本品の特性及び適正使用のために必要な情報を十分に理解してから使用すること。
- ② 治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与すること。
- ③ NMIBC に対する BCG 膀胱内注入療法以外の他の治療薬の投与歴を有する患者における本品の有効性及び安全性は確認されていない。そのため、BCG 膀胱内注入療法後に残存・再発し、その後他の治療薬の投与歴を有する患者に投与する場合には、他剤治療による有効性及び安全性等を考慮した上で、本品への切り替えが適切と判断される場合にのみ投与を行うこと。
- ④ rAd-IFN-CS-003 試験及び 000381 試験において、3 カ月ごとの各投与前 2 週間以内に尿細胞診及び膀胱鏡検査（臨床的に必要な場合は生検も）を実施して高グレード病変の再発の有無の評価し、再発所見が認められない場合に本品を継続投与可能と判断していたことを参考に、本品投与中は定期的に検査で高グレード病変の再発の有無の確認を行うこと。なお、尿細胞診及び膀胱鏡検査（臨床的に必要な場合は生検も）の結果、本品の投与後 3 カ月の時点で高グレード病変の再発所見が認められた場合には、本品の再投与が適切であると判断される場合に限り、再投与を行うこと。また、臨床試験において、5 年を超える継続投与の経験はないため、投与継続の必要性を慎重に判断すること。

【カルタヘナ第一種使用規程について】

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程（名称：E3 領域の一部を欠失し、E1 領域がヒトインターフェロンアルファ-2b 発現カセットに、また E2B 領域の一部がヒトアデノウイルス 2 型由来配列に置換された遺伝子組換えヒトアデノウイルス 5 型（rAd-IFN））、以下承認を受けた第一種使用規程に従い、適切に使用・管理・廃棄すること。

この第一種使用規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおり定める。

- 1) 「治療施設」とは、本遺伝子組換え生物等の原液の希釈液の調製及び患者への投与の両方を行う施設をいう。
- 2) 「調製施設」とは、本遺伝子組換え生物等の原液の希釈液の調製を行うが、本遺伝子組換え生物等の原液の希釈液の患者への投与を行わない施設をいう。

本遺伝子組換え生物等の原液の保管

- (1) 本遺伝子組換え生物等の原液は、容器に密封された状態で遺伝子組換え生物等である旨を表示し、治療施設内又は調製施設内の適切に管理された冷凍庫において

保管する。

本遺伝子組換え生物等の調製及び保管

- (2) 本遺伝子組換え生物等は原液を希釈せずに投与する。原液の投与準備は、治療施設の他の区画と明確に区別された作業室内で行い、作業室内での本遺伝子組換え生物等の拡散を最小限に留める。
- (3) 投与準備済みの原液は、容器に入れ、漏出しない状態で保管する。

運搬

- (4) 本遺伝子組換え生物等の治療施設及び調製施設内での運搬は、漏出させない措置を執って行う。

患者への投与

- (5) 本遺伝子組換え生物等の投与は、治療施設の他の区域と明確に区別された治療室内で、患者の膀胱内に注入することにより行う。投与時は、投与室内での本遺伝子組換え生物等の拡散を最小限に留める。

投与後の患者からの排出等の管理

- (6) 投与後、患者の創部から排出される本遺伝子組換え生物等の環境への拡散が最小限となるよう、医師の判断により必要とされる期間対策を講じる。
- (7) 患者の排出物等から第三者への本遺伝子組換え生物等の伝播を最小限とするために、本遺伝子組換え生物等の投与を受ける患者に適切な指導を行う。
- (8) 投与を受けた患者が本遺伝子組換え生物等の投与を受けた治療施設以外の医療施設（以下「外部医療施設」という。）で治療を受ける場合には、本遺伝子組換え生物等の投与後排出等の管理が不要となるまでの期間、外部医療施設に対し第一種使用規程の承認を受けた遺伝子組換え生物等が投与された患者であることが情報提供されるよう、当該患者に適切な指導を行う。

患者検体の取扱い

- (9) 患者から採取した検体（以下「検体」という。）は、治療施設及び外部医療施設（以下「施設等」という。）の規定に従って取り扱う。
- (10) 本遺伝子組換え生物等の投与後、排出等の管理が不要となるまでの期間、検体の検査が外部の受託検査機関（以下「検査機関」という。）に委託される場合は、本遺伝子組換え生物等が漏出しない容器に入れ、施設等から検査機関へ運搬する。運搬は、第一種使用規程の承認を受けている遺伝子組換え生物等が投与された患者の検体である旨を情報提供して行う。検体は検査機関の規定に従って取り扱う。

- (11) 検体の廃棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づいて施設等又は検査機関で定められた医療廃棄物の管理に係る規程（以下「医療廃棄物管理規程」という。）に従って行う。

感染性廃棄物等の処理

- (12) 本遺伝子組換え生物等の原液の廃棄は、治療施設内で不活化処理を行った上で、医療廃棄物管理規程に従って行う。
- (13) 本遺伝子組換え生物等が付着した可能性のある機器及び器材の廃棄は、医療廃棄物管理規程に従って行う。再利用する機器及び器材にあっては、不活化処理を行い、十分に洗浄する。
- (14) 本遺伝子組換え生物等の原液の廃棄を感染性廃棄物処理業者に委託する場合には、本遺伝子組換え生物等の原液は、漏出しない容器に入れた上で他の医療廃棄物と区別して保管し、感染性廃棄物処理業者へ運搬し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）の別表第 1 の 4 の項に定める感染性廃棄物（以下「感染性廃棄物」という。）として廃棄する。運搬は、第一種使用規程の承認を受けている遺伝子組換え生物等を含む廃棄物である旨を情報提供して行う。
- (15) 本遺伝子組換え生物等の検体の廃棄を感染性廃棄物処理業者に委託する場合には、本遺伝子組換え生物等の検体は漏出しない容器に入れ、本遺伝子組換え生物等が付着した可能性のある機器及び器材は、二重袋等に厳重に封じ込めた状態で、感染性廃棄物処理業者へ運搬し、感染性廃棄物として廃棄する。
- (16) 治療施設外で保管された未開封の本遺伝子組換え生物等を廃棄する場合は、密封された状態で焼却等により不活化処理を行い、廃棄する。